

## 「塩竈市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)」の パブリックコメントで寄せられた意見と市からの回答

1. 募集期間 平成30年1月18日(木)から2月5日(金)正午まで
2. 提出状況 2人
3. 意見総数 2件
4. 提出された意見の概要とそれに対する市からの回答

No. 1	提出いただいた意見
	<p>&lt;訪問理容について&gt;</p> <p>2015年、前回の第6回介護保険事業計画(素案)でも提出した訪問理美容について</p> <p>1. 前回の回答では「ケアマネジャー、介護福祉士などから情報提供をいただいたうえで、理美容団体と協議を行いたいと考えています。」</p> <p>3年経ってこの件について、実際どのような協議をしたか文書開示請求します。実際、どのように団体と協議したか?協議の内容が知りたいです。もし、協議をせず結論をだされたなら再度検討のほどよろしくお願ひします。</p> <p>2. 訪問理美容の助成金は「介護保険」適用と聞きました</p> <p>塩竈市はなぜないのですか</p> <p>3. 助成金が無理な場合、他の方法でなかなかサロンに行けない人が髪を切る方法でなかなかサロンに行けない人が髪を切る方法提案してください。</p>
No. 1	市からの回答
	<p>前回到引き続き、ご意見をいただきありがとうございます。前回並びに今回のご意見を踏まえ、検討した経過と内容等については次のとおりです。(ていねいにお答えさせていただくため、文章が長くなりますことをご了承願ひします。)</p> <p>1. 訪問理美容助成の検討経過等について</p> <p>前回「生活支援体制整備事業」に関して、高齢者が利用する訪問理美容に対し「理美容助成金」を検討されたいとのご意見をいただきました。その際に市の考えとして、「訪問理美容について、要介護者認定者の方々がどのように対応しているのか、ケアマネジャー、介護福祉士などから情報提供をいただいたうえで、理美容の団体と協議を行いたいと考えています。」と回答していたところです。</p> <p>その後の検討内容は次のとおりです。</p> <p>①訪問理美容の助成金が介護保険制度でどのような対応になるかの検討</p> <p>これは、介護保険制度の基本的な介護給付や地域支援事業の対象にはならず、仮に実施する場合は市独自の事業の取扱となるものと確認しました。詳細は、<b>2つ目の質問項目</b>で記載いたします。</p> <p>②県内各市町村の訪問理美容助成の実施状況等の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内35市町村への聞き取り調査では、14市町村が実施し、うち訪問理美容の際の交通費助成が12市町村でした。要介護3以上の方を対象としているところが大多数でした。また、実施の市町村はいずれも独自事業(介護保険ではなく一般財源)によるものでした。</li> </ul>

- ・ 特に、交通費助成は、理美容師の移動費用に対して利用者の負担軽減のため実施しているとのことでした。
- ・ 実施していないところでは、他の事業との優先比較等から実施していないとの情報がありました。

③在宅介護実態調査（65歳以上で在宅生活をする要介護・要支援認定者と主な介護者への調査）…平成29年1月実施

○主な介護者の方が不安に感じる介護等（計画素案P14）

- ・ 複数選択回答14項目中、身だしなみ（洗顔・歯磨き等）5.7%は14位、上位は、認知症への対応31.7%、夜間の排泄31.0%、外出の付き添い送迎等26.5%入浴・洗身24.3%など。

○今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービス（計画素案P16）

- ・ 回答項目中、1位移送サービス26.4%、2位外出同行23.3%等だが、その他の項目の記述回答で、美容院や訪問理容を上げた方が2名（全回答者583人中0.3%）いた。なお、その他の記述回答30人では、ほかにデイサービス等4人、在宅生活の不安4人、医療面3人、入浴3人、外出等2人など。

④ケアマネジャー等からの情報

- ・ 在宅の要介護高齢者の方は、デイサービスを利用している場合、デイサービスに來ている理美容師に髪を切ってもらっている。
- ・ 在宅の要介護高齢者でデイサービスを利用していない方の訪問理美容の需要は多くはないがある。ただし、介護度の高い方について**心身の健康への影響など**、他のサービスとの比較で重要度や優先順位は**高くない**と思う。

⑤理容団体の方との懇談

- ・ 理美容のサロン（店舗）に行けない高齢者へ訪問し理美容を行っており、今後さらに需要が増えると思うので、利用者の負担減のため助成してほしい。
- ・ 訪問理美容は介護度の高い方に需要があり、ホームヘルパーやケアマネジャー等の介護との連携が必要である。
- ・ **訪問理美容を行うには保健所の許可が必要である。**
- ・ 今後、PRその他、理容組合等と市で連携して行えることを検討してほしい。

⑥市事業としての検討

○市独自事業として、他の事業との比較

…高齢者及び家族等への生活支援（計画素案P48～52）との比較検討

- ・ このうち市独自事業（一般会計分）は、（4）家族介護支援事業（レスパイト事業）、（5）移送サービス事業、（6）高齢者ベッド貸出し事業、（9）老人福祉**電話貸与**事業、（10）日常生活用具給付事業、（11）緊急通報システム整備事業です。
- ・ ところで、各事業の財源について、介護保険料は必要な給付等をまかないながら、なるべく負担の少ない額で運営することが望まれています。また、市の一般財源での事業も、少子高齢化と人口減が進んでいる中、財源

には限りがあります。

支援の必要な高齢者の方の生活に関することすべてを、介護保険や一般財源（市税等）でまかなうことは無理であり、支援（助成等）が必要な事業かどうか対象や範囲なども含めて、限られた財源の中で他の事業等との比較等から選択することが必要です。

- ・ 訪問理美容助成について、県内実施市町村の要介護3以上の方に対する交通費助成の状況との比較では、本市内は市域がコンパクトであり本土内の移動は他市町村と比べて負担が少ないと考えられます。一方、浦戸地区については、今後の訪問理美容助成の要望の高まり等に留意しながら検討をする必要があると考えます。
- ・ 以上から、訪問理美容の助成を公費で行うことについては、現状では、他の事業等との比較検討で、優先度合いは低いと扱わざるを得ないと考えております。

#### ⑦介護保険・高齢者福祉推進委員会

○パブリックコメントの状況と市の検討内容について、平成30年2月5日及び平成30年3月19日開催の介護保険・高齢者福祉推進委員会にて説明し意見を聞き、①～⑥の内容について了承されました。

以上の検討経過と内容により、訪問理美容は必要ではあるものの、公費による助成については、第7期においては、事業比較により他の優先度の高いサービスの整備拡充を図りたいと考えますのでご理解をお願いします。

## 2. 訪問理美容の助成金と「介護保険」の適用などについて

訪問理美容（出張経費含む）の助成金について、まず、介護保険制度であらかじめ定められた介護給付や予防給付、あるいは前回ご意見をいただいた生活支援体制整備事業等の地域支援事業の対象にはなりません。

なお、介護保険法では、介護保険法で定めるサービス以外に、条例で定めることにより、市町村特別給付事業を実施することができますが、実施した場合、財源は全て第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。これは、介護保険法で定める介護給付や予防給付等に対して、横だしサービスと言われる市町村独自のサービスです。市町村特別給付事業として訪問理美容サービスを実施しているところは、全国で7自治体との情報があります（平成29年3月13日付生食衛発第0313第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知）。

介護給付や予防給付の財源は、国県市の公費が50%、被保険者の保険料が50%であり、うち1号被保険者（65歳以上）の負担は全体の23%（第7期）です。一方、市町村特別給付の財源は全額が1号被保険者の保険料となり、全国の自治体では保険料の上昇を懸念し、その他のサービスを含めて市町村特別給付事業の実施を選択するところは少なく、本市においてもこれまで実施しておりません。

次に、介護保険制度における地域支援事業では、本市でも、寝たきり老人等紙おむつ支給事業などを行っていますが、訪問理美容サービス事業については地域支援事業の対象外である旨、厚生労働省老健局長通知の地域支援事業の実施について（平成28年5月27日付老発0527第3号）に記載されています。

県内で、訪問理美容（出張経費含む）の助成を行っているところは、全て、市町村の高齢者施策（介護保険ではなく市税等の一般財源）によるものです。

訪問理美容を必要とする方がいらっしゃるとう理解しておりますが、高齢者の生活を支えるためには他のサービス等も必要と考えております。介護保険で現時点において、望まれる全てのサービスを行うことは、介護保険料の高騰をまねき、介護保険制度の持続を難しくすると考えます。

また、市の高齢者施策（介護保険ではなく市税等の一般財源）においても、提供するサービスについては、被介護者や介護者からの需要の高いものから重点的に行い、被介護者や介護者を支援していきたいと考えております。

このようなことから、訪問理美容の助成金について、本市では、他の事業との比較検討等から実施していない状況です。

### 3. サロン（理美容店）に行けない方が髪を切る等の方法について

現在においても、在宅の介護認定者が通うデイサービス等へ、理美容事業者が散髪等の費用のみでサービスを提供しているケース等があると聞き及んでおります。

ケアマネジャーは、すでに介護認定者がデイサービスで髪を切りたい等の要望を受けて、デイサービスへ繋ぐ対応を図っていることも多いと聞いておりますが、さらに、ケアマネジャー等の介護事業者へ周知することを検討してまいります。

また、他の高齢者向け生活支援の**有償・無償**のサービス提供者の方々と同様に、理美容の組合等において訪問理美容の情報のチラシ等の作成いただければ、長寿社会課や各包括支援センター等へチラシの設置により被介護者や介護者への周知をはかることは可能です。

本市における今後の高齢化の進展の中、介護保険制度の安定運営及び高齢者福祉の推進を図りながら、計画の基本理念「いつまでも 自分らしく いきいきと 暮らせるまち」を目指して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

No. 2	提出いただいた意見
<p>&lt;浦戸地区の介護サービスについて&gt;</p> <p>浦戸地区には高齢者が多く介護保険を利用したい人も多いが、他の地区に比べて浦戸では利用する事ができない。人口が減少する理由としてそういった介護サービスが、他の地区と同様に利用できない事も考えられる。</p> <p>同じ介護保険料を払っているのに、浦戸地区と他の地区では介護の度合いが違いすぎる。浦戸地区も同様のサービスを受けられるように真剣に考えてほしい。</p> <p>退院する患者さんは、サービスがないため帰りたくても帰れない。それは島民にとって浦戸では生活できないと言っているようなものではないでしょうか。</p>	
No. 2	市からの回答
<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見をいただいた内容である、浦戸地区は高齢者が多いのに他地区と比べて介護サービスを利用しにくいという問題は深刻に受け止めており、第6期計画においても取り組みを行ってまいりました。</p> <p>第6期においては、浦戸地区への介護サービスの安定した提供のため市直営で浦戸地区地域包括支援センターを設置、浦戸いきいきふれあいサロン元気塾の開催、また、安定した介護サービスの提供を確保するため介護サービス事業者への交通費助成や関係機関への要望等を行ってきたところです。</p> <p>7期計画においては、従来からの事業を継続するほかに、新事業として『浦戸地区介護保険サービス確保対策事業』を行います。この事業では、浦戸地区への介護事業者の参入を促進するため、事業者誘致や訪問系のサービス提供事業者へ助成を行うことで、浦戸地区への介護サービスの提供量の底上げと安定化を図り、浦戸地区の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	